現代中国経済の光と影

Light Spots and Shadows of the Chinese Economy

西田達昭 NISHIDA Tatsuaki

はじめに

現代中国経済の歩み

- 1. 土地改革から「大躍進」と政治・経済の混乱へ
- 2. 鄧小平の改革開放政策と成長の始動
- 3. 小括

国有企業の改革と所有形態の多様化

- 1. 「生産・生活単位」、「行政・政治単位」としての国有企業
- 2. 企業自主権の拡大と請負制の導入
- 3. 現代企業制度の整備と社会負担の軽減

おわりに一「人民元切り上げ」問題

はじめに

『日本経済新聞』2005年1月19日付けの記事は「果実は一部、農民暴動 ひずみ噴出、募る不満」との見 出しのあと、中国経済の現状の一端を以下のように述べている。「中国内陸部で、開発のひずみが噴出し始めた。 目玉の『西部大開発』[注1]で投資を誘致しているが、所得向上の速度が都市部ほどには高まらない農村部な どの住民が、格差拡大や汚職役人たちへの不満を募らせ、暴動などの形で爆発させている。『荒れる内陸』は今 後、中国の経済発展のアキレスけんにもなりかねない。」「2005年1月上旬 。重慶市中心部と重慶空港を結 ぶ幹線道路上に、工場労働者ら約100人が約1時間にわたり座り込んだ。行く手をふさがれた自動車がけたた ましく鳴らすクラクションにも動じず、大渋滞を引き起こした。『会社が数ヶ月間給料を支払ってくれない。幹 部は会社の土地を勝手に売却してもうけているのに』。不満を募らせた国有企業の労働者らが実力行使に訴えた のだ。地元政府幹部が現場に急行し『前向きに対処する』と約束。事態を収拾したが、重慶市では月に 1-2 回 は国有企業のリストラや都市再開発に伴う土地の賠償金問題で、デモ隊が道路を封鎖し大渋滞が発生。都市機 能に大きな影響を与えている。」「抗議活動は内陸各地で頻発している。2004 年 10 月に数万人規模の農民暴動 が2度発生した人口34万人の四川省溪源県。駆けつけた同省の張学忠書記が群集に人質にされる事態に発展 した。暴動を起こしたのはただ同然で農地を奪われた『失地農民』。関係者によると地元政府役人が開発業者と 結託、水力発電所建設で水没する土地を、農民から 10年前の低価格で強制的に買い取りもうけていたという。 中央政府は漢源県の地元幹部を更迭。温家宝首相は『農民が納得するまで水力発電所の建設を中止する』と表 明するなど暴動拡大を食い止めようと素早い対応を見せた。だが不満は収まらない。2004年末には漢源県に入 った国営メディアの車が政府の手先と見なされ暴徒に襲われ壊された。現地ではいまだ武装警察官が監視にあ

たり、一般の人がなかなか入れない状況が続いている。暴動に関する詳しい調査 [注 2] はないが、2003 年に最高人民法院(最高裁)に持ち込まれた農民らからの陳情件数は 397 万件。失地農民は全国に 4 千万人おり、水力発電所などの建設に伴い年間 2 百万人増加。暴動予備軍も増えている。」「上海など沿岸部の都市に比べ、経済発展が遅れた内陸部の振興策、西部大開発が動き出したのは 2000 年。温首相は最近も『農村振興など農民の生活向上が重要な課題だ』と繰り返す。外資の投資が増えるなど内陸部に光が差し始めているが、開発の果実を一部の人が享受し、多くの人は取り残されている。重慶市で 50-100 万元(約 650-1300 万円)の高価な家を購入するのは役人や外資企業に勤める人たち。農村出身者はバラックのような家に住み、収入格差は百倍以上もある。暴動は沿岸部にも広がっている。広東省東莞市で 2004 年 12 月に発生した 5 万人規模の暴動は内陸から出稼ぎに来た労働者が治安要員の日頃の横暴に反発、警察車両を焼いた。豊かな沿岸部で差別的待遇を受ける内陸部住民の不満も深刻だ。中国の農村住民らにとってこれまで自分たちの意見や不満を主張できる場は少なかった。モノを申し始めた庶民たちに中国政府・共産党はどう向き合うのか。内陸部などで続発するデモや暴動は新たな課題を突き付けている。」

あらゆることに言えることかも知れないが、「光」があればその「影」もある。かつて 1950 年代後半から 70 年代初頭にかけて、日本経済は「高度経済成長」を謳歌したが、その光の影で「公害問題」が噴出した。同じく、1978 年からの鄧小平・改革開放政策により中国経済は「経済成長」を遂げているが、その影の部分が冒頭に紹介した「暴動」である。

本稿の課題は、現代中国経済について考察することであるが、まず第1章では、1978 年鄧小平・改革開放政策に至る「前史」とも言うべき毛沢東の「土地改革」や「大躍進」とその失敗について、また鄧小平の「改革開放政策」について検討する。次いで第2章では、「国有企業の改革」について検討する。中国経済を分析する時、その対象となるのは産業構造・農業・労働市場・金融システム・貿易構造・外資政策・地域構造等が考えられるが、ここでは紙数の制限もあり「国有企業の改革」に焦点を当て考察する。最後に、焦眉の課題となっていた「人民元切り上げ」問題に触れて「まとめ」にかえることにしよう。

1 現代中国経済の歩み

1.土地改革から「大躍進」と政治・経済の混乱へ

改革開放がいかなる経済的環境あるいは制度的条件のもとで始まったのかを知るために、中華人民共和国が成立した 1949 年から 78 年までの中国経済の足取りを簡単にたどっておく。そのことによって、鄧小平がなぜ 大胆な改革開放政策に転じざるをえなかったかが明かとなる。

内戦に勝利し国民党を台湾に追いやった共産党の指導者毛沢東は、1949 年 10 月 1 日に正式に中華人民共和国の成立を宣言した。農村を根拠地にして革命を成功させた共産党政権は、地主が所有していた土地・建物を無償で没収しそれらを農民に分配した。土地改革により農民に課せられていた種々の負担が大幅に軽減され、農民の取り分が増大した。その結果農民の労働意欲が刺激され、食糧生産量は 49 年の 1.1 億トンから 52 年の 1.6 億トンへと大幅に増大した。

農村においては生産手段の私有を否定した農業合作社が 200-300 戸の農家を単位として設立され、1956 年には全農家の 96%が合作社に組み込まれた。さらに 58 年にはいくつかの農業合作社を合併して、2000-3000 の農家からなる人民公社が設立された。その結果、農業経営に関する日常的な意思決定は、個々の農家・農民のもとを離れ人民公社の幹部によって行われるようになった。末端の農民には、生産額から生産費・税・人民公社への公課などが控除された残余額がそれぞれの労働時間に応じて分配された。また国営企業と同様に、公共食堂・学校・託児所などの日常生活にかかわる施設も人民公社の内部に建設され、それらの運営も人民公社

の手に委ねられた。このように農民の生活は、あらゆる面から社会的規制を受けることになった。

重工業化を実現するための資金を産み出すことが、人民公社に求められた。具体的には、生産された食糧品・農産物は農民が必要とする量のみが農村に残され、それを上回る余剰を低価格で強制的に政府に供出させ、さらにそれを国有企業に加工させて高値で消費者に販売した。販売と購買の差額から発生した剰余金が、重工業へ優先的に振り向けられた。このような政策が採用された背景には冷戦の激化がある。ソ連からしか対外援助を受けられないため、工業化に必要な資金は結局農村〔農業〕から調達せざるをえなかったのである。

剰余が農業内部に蓄えられることなく工業に流出したので、農業部門内での投資財の生産は直接農民自身の手に負わされることになった。大量の労働力の徴用・動員による水利施設・耕地造成・植林などの固定資本の建設である。1957年秋からはじまった大躍進運動では、この労働蓄積と呼ばれた資本建設が悲惨な結末を迎えることになった。建設活動が旺盛になるにしたがい、建設資材とくに鉄の不足が深刻になっていった。近代的な製鉄施設が不足していた当時、全土を通じて零細な高炉を作って不足した鉄鋼の増産を図ろうとしたが〔土法製鉄〕、結局それらは使い物にならず、中国版傾斜生産方式の後には荒廃した国土が残っただけだった。一説によれば、この土法製鉄は全国で300万基が建設され、動員された農民は1億人にも達したという。多くの農民が農業を放棄した結果、また公共食堂制度下での過剰消費が翌年の種子まで食べ尽くしてしまった結果、1959年から深刻な食糧不足が襲った。餓死者は1500万人に及んだという。

大躍進の失敗によって、それまでのイデオロギー・政治重視の毛沢東路線は、劉少奇・鄧小平らが指導する経済重視の体制に転換した。その結果、設備投資の縮小、農業・軽工業重視の方針が採用されることになった。また食糧不足に対処するため。都市建設のために動員された農民は強制的に帰農させられ、原則として〔大学入学・兵役を除く〕農村から都市への移動は禁止〔注 3〕された。こうして劉・鄧指導体制のもとで経済はふたたび回復軌道に乗り、1966年には大躍進前の1人当たりGDPを上回った。

しかし政治の第一線から退いた毛沢東による復権闘争が 1966 年からはじまり、そのため 10 年間中国はふたたび混乱に巻き込まれた〔文化大革命〕。走資派・実権派と名指しされた劉・鄧指導部が崩壊する中で、労働者の造反や交通の混乱などが原因となって経済は 67、68 年 2 年続けてマイナス成長を記録した。70 年代初め周恩来主導のもとで経済は一時的に安定したものの、70 年代半ばには毛夫人・江青を中心とする四人組が政治的主導権を握り、文革路線が復活しふたたび経済は低迷した。

1976年毛沢東の死後、華国鋒首相は四人組を追放し、西側の近代技術を積極的に導入する近代化路線を採用した。しかし現実を無視した急速な近代化は、輸入設備を使いこなせずまた外貨不足を引き起こした。この政策の失敗の責任をとらされる形で華国鋒は追放され、結局鄧小平が3度目の権力の座に返り咲いた。こうして78年末から、鄧の指導のもとで改革開放を目指した近代化政策がはじまった。

2. 鄧小平の改革開放政策と成長の始動

鄧小平が進めた改革開放とは、四つの現代化〔農業・工業・国防・科学技術の現代化〕を国家目標とした、 経済面における市場経済の導入と対外開放政策を意味する。

まず農業では、集団制の枠組みを維持しつつも、生産単位である個々の農家に大幅な意思決定権を与える農家経営請負制が導入された。すなわちあらかじめ割り当てられた量を政府へ販売しかつ農業税・その他公課を支払えば、残余については農民が自由市場で販売することを認めた。また 1982 年には人民公社の解体が正式に決定され、集団制の枠組み自体が変容することになった。こうして個人農家の生産意欲が向上し、食糧生産量は 70 年代後半から急増した。

改革は農村非農業の分野でも顕著であった。1983-84 年頃、従来の人民公社に所属していた中小規模の工場が急速に増加し農村工業を発展させた。これらが郷鎮企業の淵源で、84 年以降は農村の私営企業も郷鎮企業の範囲に含められるようになった。その結果郷鎮企業の従業員数は、78 年からピークの 96 年までに約 4.8 倍増

加し、農村における雇用機会と所得の向上に大きく貢献した。

国営企業改革〔その詳細については後述〕は 70 年代後半から着手された。まず利潤の政府への上納が廃止され、利潤の一部を企業内に留保しそれをボーナス・投資・福祉に使用することが可能となった。また利潤と税の区分が明確にされ、国営企業の上納利潤は法人税化された。次いで所有と経営の分離の方針が明確化され、国は企業経営に直接関与しないこととなった。これにともない、従来の国営企業の呼称が国有企業へと変更された。

1988 年に 19%というインフレが発生すると、改革派の趙紫陽から保守派の李鵬に政策運営の実権が移り、これが翌年の天安門事件の前触れとなった。保守派の台頭で改革の歩みが停滞したのを見て、92 年初頭、鄧小平は南巡講話〔注 4〕として知られる改革への大号令を発した。その結果、企業に対する自主権が大幅に付与された。社会主義市場経済〔注 5〕の概念が提起されたのもまさにこの年のことである。90 年代半ばには株式会社制度の導入や民営化などが進められ、改革の範囲は経営内部から所有構造にまで拡大した。

こうして従来の国営企業・集団企業〔市・県・郷・村などの地方政府あるいは農村の各種団体が経営する企業〕一辺倒であった企業の所有形態が除々に多様化した。1981年に都市部での個人経営が容認され、さらに88年には私営企業〔従業員8人以上〕が合法化され、後述する経済特別区には外資企業・合弁企業などの誕生を見た。その結果工業総生産額に占める国有企業の割合は大きく低下した。

1980年の経済特別区建設から対外開放ははじまった。それは80年に香港に隣接する深圳〔注6〕、マカオに隣接する珠海、台湾に向かい合う汕頭・廈門に作られ、83年には海南島がそれらに加えられた。特別区の設置意図が香港、台湾、東南アジアに在住する華僑・華人からの対中投資であったことは、その地域配置から容易に理解されよう。さらに84年になると上海・天津など14地区が新たに沿海開放都市に指定された。このように政府は沿海地域に輸出向けの工業地帯を設け、これらを経済発展の起爆剤として活用した。そこに進出した外資企業あるいは合弁企業は、周囲の農村郷鎮企業の発展と絡み合い、中国の輸出伸長に貢献した。外資優遇策によって外資導入額は増加したが、92年の南巡講話はその傾向を増幅した。しかし他方で、沿海地域と内陸部の地域格差や、経営環境面で外資と国内企業との格差も拡大した。

3. 小括

以上従前の節で、中華人民共和国の成立を宣言した後、毛沢東が行った「土地改革」、人民公社の設立、「大躍進」とその失敗、また鄧小平の改革開放政策について検討した。ここでは「まとめ」を兼ねて毛沢東・鄧小平の政策比較をしてみよう。

第1に、毛沢東の開発戦略が政治・イデオロギー重視であったのに対し、鄧小平の戦略は基本的に実利主義であった。そのため社会主義の原則そのものの解釈さえときに応じて都合よく改変された。とにかく共産党の一党支配が脅威を受けない限りにおいて、経済発展を目指してあらゆる可能性が試されつつあるし、逆に高い成長を維持しつづけることが、一党独裁という政治体制の正当性を国内外に認知させる最大の手段となっている。この意味で、78年以降の中国経済は開発独裁の成功例と見なすことができる。

第 2 に、毛沢東時代の平等主義を廃し先富論〔注 7〕という考え方を是認したことである。能力主義・実力主義が重んじられ、人々は豊さを求めて経済活動に邁進した。

第3に、毛沢東時代の自力更正 = 自給体制に代わって、諸外国の制度・資金・人材を積極的に受け入れる開放体制をとった。これは東アジア NIES の経済的成功の教訓に見習ったところが少なくない。

第4に、社会主義から市場経済への移行は、いわゆるショック療法ではなく、新しい政策の成果を見極めながら漸進的に事を進めてきた点に特徴があるといわれる。しかしショック療法が採用された国のほとんどは、マクロ経済が破綻的状況に陥っていたのであり、中国経済が健全であったこと自体が、急激な安定化政策を必要としなかった原因であるともいえる。漸進的改革は、経済活動や国民生活に対する市場経済化の負の影響を

できる限り和らげることに貢献し、政府は改革路線に対する国民の支持をつなぎとめておくことができた。中国の管理された市場経済化戦略は、世界経済に対する不安定要因を抑えることにも貢献している [[30] pp.4-14]。

国有企業の改革と所有形態の多様化

20年以上に及ぶ経済改革の中で、国有企業の改革〔注 8〕ほど熱く、しかも長く議論された問題はないだろう。改革前の国有企業は「生産単位」〔工場〕、「生活単位」、そして「行政・政治単位」という3つの特徴を持っていたため、経済効率性が非常に低かった。1978年からはじまった国有企業の改革は、「工場」としての国有企業に利潤動機や経営自主権を取り入れることからはじまったが、90年代には「生活単位」としての国有企業に対する改革に及んだ。しかし、「行政・政治単位」としての国有企業に対する改革は、まだ部分的にしか行われていない。この事実は企業の所有権改革、そして経営者の選任および奨励制度の改革を阻害し、国有企業の効率性向上を妨げている。今後改革を完成させるには、「行政・政治」単位としての国有企業に対する改革も避けられない。

ただし、これは必ずしも国有企業改革が失敗したことを意味しない。生産性はおおむね上昇し、企業制度も近代化されつつある。とくに、改革によって、国有企業に蓄積された経営資源がスムーズに非国有部門に流れ、それが政府の規制緩和政策や奨励政策とともに、非国有企業の発展をもたらした。現在では、非国有企業はすでに工業生産高の70%を超える水準にまで達しており、国有企業のさらなる改革を支える重要な条件にもなっている。

1.「生産・生活単位」、「行政・政治単位」としての国有企業

経済改革前の国有企業には、生産、販売、雇用、人事、財務などの基本的な意志決定権がなかった。たとえば、何を、どれだけ生産するかは、国家計画委員会〔または各地域におけるその下部組織〕が決めたし、原材料やエネルギーなどは国家物資部が供給した。投資計画は国家計画委員会で審議され、許可された場合、財政部〔日本の財務省に相当〕から無償で必要な資金が供給された。従業員の雇用と賃金水準は労働人事部の雇用と賃金計画に基づいて決められ、経営者はその企業の監督官庁によって任命された。利潤が発生した場合は、全額国の財政部に納め、逆に損失が発生した場合は全額補填してもらった。たとえてみるなら、国民経済全体が1つの巨大企業で、中央政府がその本社機能を果たしていたのである。

政府は工業化に必要な資本を蓄積するため、従業員の名目賃金を非常に低く抑えたものの、企業は別の形[医療費、年金、退職金]で低賃金を補填した。一部の古い都市を除けば、住宅も企業から供給された。当時の中国では住宅市場が存在せず、家を借りることはほとんど不可能で、また低賃金のため庶民は住宅を購入することもまったく不可能であった。さらに、企業は従業員の生活を維持し福祉を充実させるために、食堂、商店、理髪店、浴場、文化施設、託児所、幼稚園などを設け、大企業になると、さらに農場、病院、保養施設、映画館、小学校、中学校、高校なども持っていた。このように従業員にとっては、企業は「生活単位」でもあった。

国有企業には規模や国民経済における重要性に応じて行政上の地位が与えられ、その地位に相応する行政レベルの監督官庁によって管理されていた。国有企業は行政の枠組みの中に組み込まれ、さまざまな行政サービス〔治安・家族計画・教育など〕を従業員に提供していた。また先述のように、企業組織の中に共産党支部が設けられ、それが企業の意思決定に影響を及ぼした。その結果、企業内部には工場長をトップとする生産・経営組織と、党書記をトップとする党組織が並存することとなり、しかも党組織が企業の経営組織に優越した。また、党組織の周りに労働組合、青年組織、女性組織なども作られ、企業の生産・経営活動、そして従業員の行動が党の方針に沿うよう働きかけた。大企業となると、その活動内容はさらに多岐にわたる。たとえば党員

に対して政治教育を行うための党学校を開設したり、共産党以外の民主諸党派や少数民族・宗教関係者、華僑などに働きかけたり、党員の不正を摘発したりすることも行われた。

このような国有企業は以下の点において大変非効率的であった。第1に、本社たる中央政府の情報収集能力には限界があるため、国民の需要と企業の供給能力を反映する適切な消費や生産の計画を作ることが技術的に不可能であった。第2に、企業は本来の業務に加え、さまざまな社会負担を負わされ、また行政・政治機能を果たさねばならないことから、業績の悪い企業はその責任を政府に押しつけ救済を求めた。その結果、国有企業ではソフトな予算制約が一般化し、放漫経営が蔓延した。第3に、企業業績とその内部構成員〔経営者や労働者〕の報酬とがほとんど無関係であったため、経営者や労働者には職務に精励する動機付けが存在しなかった。そのため、経済の近代化を目指す鄧小平路線のもとでは、国有企業の改革が不可欠であった。

2. 企業自主権の拡大と請負制の導入

国有企業の改革には必ずしもはじめから明確な目標があったわけではなく、「石橋を叩いて川を渡る」という言葉で象徴されるように、改革の効果をたしかめながら、それによって引き起こされる政治的摩擦や社会的混乱を避けつつ、施行錯誤的に進められた。これが漸進的改革といわれる所以である。この方式のもとで、これまでにさまざまな改革が行われた。

国有企業の効率性が低かったのは、企業に経営自主権がなかったからとの認識から、1979 年に企業自主権を拡大する方針が決められた。そのおもな内容は、国有企業が利潤の一定割合を留保することであった。留保された利潤は従業員の福祉やボーナス、そして企業の生産活動に使うことができたため、企業の経営者や労働者のインセンティブを高めることができた。81 年になると、契約に基づいて企業が政府に利潤を上納する利潤請負制が実施された。この制度のもとで、企業の留保利潤は大幅に増えたが、財政収入が逆に減少したため、83年から実質増税を意味する法人税制度が導入された。84 年になると、さらに政府は国有企業に対して、生産、販売、価格、物資購入、資金運用、労働・賃金など 10 項目に関する自主権を拡大した。

企業内部においてもさまざまな改革が実施された。まず、1979年にボーナス制度が復活し、業績に応じて従業員により多くの報酬を与えた。利潤請負制が導入されてからは、企業は政府との契約を達成するために、従業員ひとりひとりに作業目標を割り当て、その達成状況に応じて報酬を支払った。

自主権を拡大する政策がとられたものの、政府が企業の所有者であったため、生産、雇用、投資、分配などさまざまな面において、企業は依然として上級主管機関をはじめ多くの政府機関からの干渉を受けていた。そのため、1986年末頃から、国有企業の所有と経営を分離することを目的とする請負経営責任制〔略して請負制と呼ぶ〕が導入されるようになった。この制度のもとで、企業と政府は契約の形で生産量、利潤、投資、賃金などに関する双方の権利と義務を明確に定め、その達成状況に応じて賞罰を取り決め、その代わりに政府は企業の日常活動には介入しないことになった。契約期間は一般に3年から5年という比較的長い期間であるため、企業の経営自主性は大幅に拡大した。この制度は大中型企業を中心に急速に普及し、88年には、大中型国有企業の90%以上がこの制度を採用した。一方、小型国有企業の間には、請負制のほかに政府に一定の資産使用料を支払うリース制なども広く採用された。

しかし、1980年代の後半に発生した激しいインフレを沈静化するために政府は引締政策をとった。その結果、 多くの企業は契約を達成できず、政府が企業の損失を最終的に負担せざるをえなかった。その理由は、国有企 業は独自の財産を持たないため、経営責任をとることができなかったからである。

3. 現代企業制度の整備と社会負担の軽減

1993年11月に、政府は国有企業に対する現代企業制度の導入を決定した。その目的は、国有企業に法人財産所有権を与えることで、企業の自主的経営を認め、その代わりに経営責任をとらせることにあった。この制

度のもとでは、政府は出資者としての権利を行使し、出資した資本金に応じた有限責任をとるものの、企業の日常的経営活動には干渉しないようになった。具体的企業形態として「公司」[日本では会社]制度が採用された。株式会社、有限責任会社、そして国有独資会社がそれである。国有資産の代表者を明確化するため、国有資産管理局を新たに設置した。ただし、大型企業集団[日本の企業グループに相当する]には国有資産を管理する権限を与えた。94 年以降、このような現代企業制度の実験企業として、中央政府は大中型国有企業 100社、地方政府はさらに 2000 社以上を指定した。

1995年、政府は「大を掴み、小を手放す」という方針を打ち出して、小型国有企業に対して売却、リース、請負、吸収合併などの形で企業の財産権または経営権を従業員または経営者に移すようにした。とりわけ、地方政府が管轄する小型国有企業の場合、経営状況の悪化が地方財政を直撃したため、これらの企業を従業員や経営者に売却する形で民営化が進められた。

1990年代に入ってから、現代企業制度の導入と合わせて、国有企業の生活保障機能に対する改革が本格的に行われるようになった。社宅を従業員に売却したり、病院や商店、映画館などの福祉施設を独立させたりした。付属の小中学校については、地元の政府に引き渡す動きも広がった。また、国による社会保障制度の整備も進められ、多くの従業員が医療保険や年金保険に加入した。このような制度が普及すれば、国有企業の社会負担が大幅に軽減されるはずである。

国有企業にとってもう1つの大きな負担は、過剰な従業員を抱えていることである。改革初期まで、政府は雇用機会を増やすため、国有企業に必要以上の採用を強要した。しかも、そのほとんどは終身雇用の従業員であった。改革の進展にともない、政府は1984年頃から雇用期限付きの契約工制度を採用するようになり、90年代の中頃になると、ほとんどの従業員が契約工に移行した。また、93年頃から各職場に定員制が導入され、生産性の低い従業員が職場から排除された。そして、経営不振、操業停止、倒産などにより、多くの従業員が実質的に解雇された。

国有企業の従業員数は、1978年の 3139万人から増加し、92年にはピークの 4521万人に達した。その後余剰人員の削減が急速に進み、2002年には 2424万人に減少した。

それでは、20年間にわたる国有企業の改革はどのように評価したらよいだろうか。今日の国有企業が、政府の介入を受けずに自主的に経営し、経営の結果に対してみずから責任を持つという改革の目標にどこまで接近したのかという基準で見てみよう。この目標は、企業と政府の完全な分離を意味し、理論的にも現実的にも、民営化された企業でないと実現できない。従前に検討したように、1990年代の中頃から小型国有企業の民営化が急速に進み、99年の共産党大会では、中型企業の民営化にも道を開いた。中小型国有企業の民営化はもはやたんなる時間の問題であると思われる。残された 1000 社の大型国有企業については、先述の現代企業制度の導入により、その一部はすでに株式会社に転換された。その他の企業においても、会社制度がほぼ整い、非国有資本が多かれ少なかれすでに参入し、今後徐々に拡大していくと予想される〔[35]pp.57-65〕。

おわりに一「人民元切り上げ」問題

あらためて「まとめ」を行うことはしないが、最後に「人民元切り上げ」問題〔注 9〕に触れて考察を終えることにしよう。この問題は、人民元が本来のあるべき水準より低めに設定されているため、中国の輸出にとって有利となり、各国の貿易赤字の原因となっているというものである。その批判を受け、中国の金融当局は、2005年7月に「切り上げ」を行ったが、以下、新聞報道に耳を傾けて考察を終えたい。

2005年7月21日、中国人民銀行〔中央銀行〕はこれまで米ドルとの間で固定していた中国の通貨、人民元の為替レートを対ドルで2%切り上げると発表した。同日午後7時〔日本時間午後8時〕から実施した。同時

に事実上の固定相場制を改め、7月22日からは上下0.3%の範囲内で変動させる。変動に際しては日本円など他の通貨の動向も参考にする方針で事実上「通貨バスケット制」を導入する。

米国の対中貿易赤字を背景に、米国から為替制度を見直すよう圧力が高まっていた。特に 2005 年に入ってからは中国の貿易黒字は 396 億ドル〔1-6 月〕と 2004 年通年〔320 億ドル〕を上回った。制度改定には米国との通商摩擦を和らげる狙いがあるとみられる。

さらに中国自身も金融・経済政策の効果を高めるため、固定相場制を維持するのが難しくなっていた。中国が為替制度を抜本的に見直すのは 1994 年 1 月以来。人民元の対ドルのレートはアジア通貨危機が起きた 1997 年末ころから、1 ドル=8.27-8.28 元の狭い範囲でほぼ固定されてきた。 7 月 21 日午後 7 時に設定したレートは 1 ドル=8.11 元。 22 日はまずこのレートをもとに上下 0.3%の間で変動を開始。 23 日からは人民銀行が発表する前日の終値をもとに、0.3%の範囲内で変動させる。今までも制度的には上下 0.3%で変動できたが、実際には人民銀行が為替市場に介入し、対ドルの為替水準をほぼ一定に保つ事実上の固定相場制を採っていた。今後制度をそのまま適用し、上下 0.3%の間で毎日変動することを認めるなら、終値が毎日少しずつ切り上がる。3 カ月で対ドルで 20%以上元レートが上がることもありうる。人民銀行はこうした事態を避けるため複数の通貨との関係を参考にした上で通貨バスケット制を導入した。人民銀行は相場の変動に際してドル以外にどの通貨を対象にするかは明らかにしていないが、ユーロや円などが含まれるもよう。バスケット制を導入した後も引き続き人民元とドルとの連動性が高くなるのは確実だ。

人民元切り上げの背景には中国経済の拡大があるが、直接の引き金は米中の経済摩擦にある。米国の対中貿易赤字は 2004 年には 1600 億ドルにのぼり、米国全体の赤字の 4 分の 1 を占める。中国の繊維輸出の急拡大。中国による知的財産権の侵害への批判。そして、中国海洋石油による米石油大手ユノカルの買収提案〔注 10〕が火をつけた米議会のエネルギー安全保障アレルギー。ブッシュ政権は対中圧力を高めざるを得なくなっていた。

元切り上げを先取りしたマーケットでは「熱銭」と呼ばれる短期資金が中国に流れ込んだ。人民元上昇を食い止めるドル買い・元売り介入で、中国の外貨準備は 7000 億ドルに乗せた。市場に元を放出する結果、中国の通貨供給量は膨らみ、不動産などはバブルの色彩を強めていた。中国は米国ばかりでなく、市場とも衝突しかねなかった。それを防いだ今回の元切り上げは、胡主席らの政治決断だ。だが元の切り上げ幅は約 2%にすぎない。中国輸出企業の採算悪化や、農産物の輸入拡大を懸念してのことだが、「不均衡の是正には 10%の切り上げは必要」とされる。一段の元切り上げ圧力が残るのは必至だ。

1971年のニクソン・ショックを機に日本は円切り上げの局面に入った。マクロ的にみれば、中国も同じ道を歩み出している。だがグローバル化という点で舞台は大きく異なる。年 500 億ドルを超す世界最大の直接投資受け入れ国は、すでにモノとカネのネットワークに組み入れられている。やや長い目でみれば、今回の第一歩はドルにぶら下がってきたアジア通貨のあり方を変えるきっかけになるかもしれない。元を通貨バスケットに連動させるとも読める今回の改革は、ドル離れであると同時に、円やユーロ、そしてアジア通貨との結びつきを強める契機ともなり得る。将来、元を中心とした事実上の「アジア通貨単位」への芽と振り返られるかもしれない。経済における中国の台頭に続く元の国際通貨へのデビューは、円にとってこそ大きな挑戦なのである〔『日本経済新聞』2005年7月22日付〕〔注 11〕。

[注]

[注1]「西部大開発」とは「中国の西部地域にある重慶市、四川省、雲南省など 12 の省・直轄市・自治区の開発計画。沿海部に比べて遅れた同地域の発展加速が狙い。2001-05 年の経済発展の方針を定めた第 10 次 5 ヵ年計画に盛り込まれた。資金を重点投入し道路、電力などインフラ整備を進めている。西部大開発と並ぶ地方振興策として 2003 年 10 月の第 16 期中央委員会第 3 回全体会議で決定した「東北振興」がある。経済の地盤沈下が著しい遼寧、吉林、黒竜江の東北 3 省が対象。

外資・民間資本導入による国有企業改革を柱とする」(『日本経済新聞』2005年1月19日付)。

[注2] 暴動に関する調査ではないが、中国の専門誌が「暴動 10 年で7倍」との実態を伝えている。「中国国内で発生した 民衆の暴動・騒乱事件が、1994年の1万件から2004年は7万4000件に激増し、参加者数も同73万人から376万人に膨 れ上がるなど、急速に拡大していることが明らかになった。中国の国際・時事問題専門誌『環球』最新号が伝えた。中国メ ディアが、社会の脅威となっている民衆事件の実態を報じるのは異例。」「事件の激増は、胡錦濤政権への明確な不満の表れ。 胡政権は、格差是正、弱者救済、腐敗対策を優先課題に掲げているが、国民は改善を実感できないでいることを示している。 同誌によると、中国の周永康公安相は2005年7月5日に開かれた会議で、民衆による暴動、騒乱などを指す『集団性事件』 事件数の急増 企業、学校など発生場所の拡大 農民、失業者にとどまらない主体の多様化 党・政 府機関襲撃などの過激化 首謀者による組織化 の5点を指摘した。中国では近年、開発に伴う農地の強制収用、住居地の 立ち退きなどに伴う混乱が顕在化。特に農地収用で土地を失った『失地農民』は4000万人以上とされ、強制退去や補償金 未払いなどの問題が深刻化しており、中国紙によると、未払い補償金額は少なくとも87億元[1131億円]上る。また、土 地収用に伴う利益分配では、地方政府や開発業者が 80%以上を手にし、農民に渡るのは 5-10%に過ぎないとされる。地方 政府の多額の補償金着服も後を絶たない。同誌は民衆事件について、『基本的には経済利益上の問題で、明確な政治目的は なく、大部分は予防と適切な処理が可能』との周公安相の発言を紹介している。ただ、過去に伝えられた事件の多くは、特 権階級である役人の『横暴』に端を発している。また最近の事件は、内陸農村部だけではなく、経済発展の進む沿海部や、 五輪を控え社会安定に神経をとがらせる北京近郊などでも起きている。『地域内格差』への不満表明、公害問題での生存権 主張などは新たな特徴だ。中国の貧困農民、民工〔出稼ぎ労働者〕などの社会的弱者層は、約1億4000万 1億8000万 人とされる。専門家は『「社会的弱者」の利益を代弁し、保護する法律などのシステム構築はもはや避けて通れない課題だ』 と強調している [『読売新聞』2005年7月29日付]。また現代中国の社会状況を知るには、興梠一郎著[14][15]の2冊 を参照されたい。

[注3] 戸籍制度と「民工」について一言。中国は1958年に「戸籍登録条例」を交付、施行した。それを契機に、農村に住み農業に従事する者には「農業戸籍」、都市部で非農業の仕事に携わる者には「非農業戸籍」がそれぞれ与えられる。子供は基本的に母方の戸籍を受け継ぐ。大学への進学等ごく限られた場合を除くと、農業戸籍から非農業戸籍への転換が厳しく制限された。戸籍の登録・転出入・転換の業務は公安部門で行うが、自己都合を理由に地域間での移住はほとんど不可能であった。計画経済の運営を行うために、職業選択の自由が許されなかったのである。1980年代以降、郷鎮企業で働く農民が増え、1990年代以降、沿海地域へ出稼ぎに行っている内陸出身の農民も数千万人いる。従事している仕事が農業とまったく無関係で、都市部に長年住んでいる人でも、そのもつ農業戸籍の転換はほとんど許されない。非農業戸籍をもつ者と同じ仕事をしても、彼らは「民工」、すなわち農民労働者という特別の用語で区別〔差別〕されている。こうして、都市部のなかに身分のまったく異なる農業戸籍の「市民」と非農業戸籍の「市民」が共棲することになった。後者は職業選択の自由を保障され、求職の機会を優先に与えられるが、農業戸籍の「市民」が共棲することになった。後者は職業選択の自由を保障され、求職の機会を優先に与えられるが、農業戸籍の人々は敬遠される一部の職種にしか参入を認められていない。子女の教育、労働保障、医療、年金等々においても制度差別が公然に存在する。農業戸籍を有する人々は非国民あるいは二等国民としか扱われていない。戸籍が遺伝子の一部であるかのように親子間で受け継がれていくという前近代的慣行は、中国でいつまで続くのであろうか〔[8] p.93〕。

〔注 4〕鄧小平・改革開放政策のスピードアップにこの「南巡講話」の果たした役割は大きい。「1992 年 1 月鄧小平は、改革開放を主導してきた華中・華南地域〔武昌、深圳、珠海、上海〕を視察し、自身の健在ぶりを誇示するとともに、各地で重要談話を発表し改革開放の加速を訴えた。彼は、『証券取引は資本主義だという者があるが、上海、深圳で試した結果、成功することが証明された。資本主義の制度でも、社会主義のもとで導入してもかまわない』と従来の『白猫黒猫論』を繰り返した。また経済特別区の冒険精神を賞賛し、『改革開放は中国の唯一の活路であり、改革をやらない者はだれであろうとも辞めるしかない』と強く訴えた。この南巡講話を受けて中国の対外開放はいっそう加速し経済成長も加速した」〔[31]p.255〕。

〔注 5〕「社会主義市場経済」については郝仁平氏の説明が詳しい。「中国の目指す社会主義市場経済は、改革開放以前の経

済体制と比較してみると、次のような特徴を持っている。 生産財の所有構造の多様化。中国は依然建前として『公有制を 主とする』原則を掲げているが、個人所有、私有・私営および合弁なども社会主義所有制の構成要素として認められた。 株式制企業の設立を中心内容とする『現代企業制度』の確立。国有企業を株式会社に転換させ、その際に非国有資本の参入 も認める。その狙いは国有企業を政府から独立させ、自主経営、自己責任の経営主体に転換させることにある。 市場の形成。消費財・生産財市場を拡充すると同時に、金融市場、技術市場、労働市場などの育成を図る。 間接的な経済 調整システムの確立。金融・財政制度の改革によりマクロ調節手段を強化し、政府が市場規制、産業政策などを通じて市場 をコントロールする。以上の特徴を持つ社会主義市場経済はシステムの枠組みに限っていえば、欧米や日本などの市場経済 とほとんど差がない。したがって、社会主義市場経済とは新たな概念の提起というより、まったくのところ、中国的な特色 を持った市場経済を意味しているにすぎないように見える。しかし、1990年代以降中国の市場化改革の現実を見ると、目 指している社会主義市場経済と西側の市場経済との間には大きな違いがあることがわかる。その1つは、公有制の主体的地 位である。生産財の公有制が社会主義の象徴であり、国有企業や国有持株会社が依然として経済の基幹部分を握っている。 たしかに市場化改革の進展にともない、公有制も次第に概念が変化し、1997年の第 15 回党大会において、国有株〔企業 資産中の国家所有分を株に換算したもの〕を主とする株式制も公有制の範囲に入ることになり、実質的に民営化への道を歩 みだした。しかし、株式制企業において、その株式の3分の2ないし2分の1を中央および地方政府の国有資産管理局が保 有しており、国有株が支配的な位置を占めている。これは、政府当局の企業経営に対する統制介入を許すことになる。した がって政府の市場に対する干渉は、欧米や日本などの市場経済国より日常的で強力なものとなる。もう1つは、共産党によ る一党独裁体制である。社会主義市場経済とは、「四つの原則」〔社会主義の堅持、人民民主独裁の堅持、中国共産党の指導 の堅持、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の堅持]という政治体制の枠のもとでの経済改革である。いまの中国では、 経済の市場化は進んでいる一方、共産党組織が国民経済の各分野に対してなお大きな影響力を保っている。たとえば、1997 年 3 月に公表された『国有企業の党建設に関する通達』では、国有企業において党組織が政治的な核心の役割を果たし、 経営方針や人事にも関与することを明記している。このような共産党一党支配のもとでは、企業と政府、企業と党の分離が なかなか進まず、また市場に対する政府の関与が強いものとなる。」「以上のように、中国の経済改革は、政治は社会主義公 有制および共産党による一党独裁体制を頑として維持し、経済は大胆な市場化を実施し、かつ政府によるコントロールをそ れに加えるというものである。しかし政治体制の改革と経済システムの改革との間には、二律背反の関係がある。たしかに、 経済改革の進展にともない、市場経済化はすでに非可逆的な流れになってしまい、公有制および共産党の独裁統治など社会 主義の理念も徐々に変化しはじめた。たとえば、2002年11月の党大会では、江沢民共産党総書記が提起した三つの代表 〔先進的な生産力の代表、先進文化の代表、人民の利益の代表〕が共産党の正式規約に明記され、私営企業家の入党も容認 するようになった。これは共産党の本質にかかわる路線の転換ともいえる。他方、政治の民主化をともなわない市場経済化 には内在的な限界があることも否定できない。2001年末のWTO加盟時に、議定書で中国は『非市場経済国』と扱われた。 そのため最近中国政府は、他国に『市場経済国』扱いへ改めるように働きかけを強めているが、社会主義市場経済の枠組み の中で、社会主義と市場経済とをいかに両立させるかは、いまだ中国が直面している課題であるといえよう」〔[6]pp.24-26〕。 [注 6] 深圳が経済特別区になって本年[2005年] で 25年が経過した。この 25年の動きを振り返ってみよう。1980年 8 月 26 日、広東省経済特区条例が公布され、人口 2 万人の漁村だった深圳は珠海、汕頭とともに経済特区になった。この間 の GDP 成長率は年平均 28%。都市レベルの輸出額は 2004 年まで 12 年連続で全国一。貿易額は 1400 億ドルに達する。04 年の GDP は 3422 億 8000 万元 [約4兆4千億円] で、上海、北京、広州、蘇州に次いで 5 位。中国に「市場経済導入と 対外開放の実験台」をという故鄧小平氏の号令で、広東省深圳市が経済特区になって 25 年になる。上海地域〔長江デルタ〕 が急成長し、WTO 加盟も実現、「特区の使命は終わった」とも言われる。急速な経済発展は深刻な社会のひずみももたら した。こうした問題に積極的に取り組み、「政治体制改革」のモデルをめざそうとの動きが出ている。全国でも突出してい るのは、福祉や教育面などでの住民間の格差だ。深圳に1年以上住んでいる人は700万人。短期滞在を含めると1071万人 だが、深圳に戸籍を持つのは 165 万人。85%は出稼ぎ労働者〔民工〕ら「外地人」だ。深圳の戸籍がないと、同じように 税金を納めても「市民」としての社会福祉を受けられない。社会保険や医療、福利厚生面で差別され、学校の費用も「市民」

より多く負担しなければならない。農村から都市への人口の流入を統制するため、戸籍の移動は厳しく制限されている。最近は民工の権利意識も次第に高まり、低賃金の工場は人手不足になっている。このほか、環境汚染や交通渋滞、劣悪な住環境、官僚の腐敗、凶悪犯罪の多発など深圳が抱える課題は山積している。3月に深圳市のトップになった李党書記は「新特区主義」と「効益深圳」を掲げる。スピード優先と経済一辺倒を反省し、「社会全体の効果と利益」重視に転換する方針だ。広東省社会科学院の梁院長は「深圳は政治体制改革のモデルとして力を入れることになる」という。中国では議会に相当する市の人民代表大会の代表には戸籍がある住民しかなれないが、深圳では339人のうち、8人の非戸籍保有者が実験的に代表になっている。梁院長は「改革を深めるため、民主的な政治制度を全国に先駆けて積極的に試行していくことが深圳の任務」と話す。だが、一党独裁の基盤にかかわるだけに、どこまで大胆に進められるかは不透明だ〔『朝日新聞』2005年8月11日付〕。

[注 7] 鄧小平・改革開放政策の「基本的理念」がこの先富論である。「鄧小平は『われわれは労働に応じた分配、特別に貢献のあった個人や職場に精神的刺激と物質的刺激を上げるよう提唱する。また一部の人や地方が働けば多くを得るから先に豊かになることも提唱する』と述べた。彼によると、社会主義経済の最大の問題は極端な平等による労働への意欲のなさ〔悪平等〕であり、努力したものが報われる社会への転換を意図したのである。現代中国の高度成長はこの成果でもあるが、逆に不平等という大きな社会問題を引き起こした。そのため〔冒頭で述べた〕西部大開発計画に見られるように、不平等の是正を目的とした政策〔「共同富裕論」〕が世の支持を得つつある」〔[31] pp.251-252〕。

〔注 8〕日本であれ、他の先進諸国であれ、「企業」は基本的に財の生産やサービスを提供する組織である。中国における 企業はここで述べられているように、「生産」以外に「生活」や「行政・政治」機能を有する〔有した〕独特な組織であり、 資本主義国に住んでいる我々部外者にとっては理解が困難なものである。その意味でここでの叙述は、中国の研究者である 東京学芸大学助教授劉徳強氏の論稿に全面的に負っている。また国有企業改革の現状について敷衍しておけば、新聞報道は 次のように報じている。「中国の胡錦濤政権は、計画経済時代の"負の遺産"、国有企業の改革に大なたをふるっている。た だ、大胆な改革は失業者増大という痛みを伴うだけに、社会不安を防止する社会保障整備が急務となっている。『改革は深 まり、国有企業の収益と国有資本の運用効率は大いに向上している』。2005年7月12日、北京で開かれたシンポジウムで、 国有資産監督管理委員会の李栄融主任は、改革が順調に進んでいると強調した。同委員会によると、全国の国有企業は1998 年の23万8000社から大幅に減少。2004年時点で13万7800社となった。売上高は前年比約15%増の約12兆3300億元 〔1元は約14円〕。純利益は同52%増の約7525億元に上った。鉱工業生産高に国有企業〔国有持ち株会社を含む〕が占め る割合は 98 年に5割弱だったが、民営化の進展で低下し、2003 年に4割を切った。04 年末までに破産させた国有企業は 3484 社で、破産企業から出た一時帰休〔レイオフ〕者は 667 万人に上る。中国は、社会主義市場経済を打ち出した 92 年 以来、経営効率が悪く赤字に苦しむ国有企業の改革を加速してきた。97年の第15回党大会では、株式制の本格導入と「戦 略的再編」を提唱。98年3月に就任した朱鎔基首相が、大・中型国有企業を3年で困難な経営状態から脱却させると宣言 したことで改革が本格化した。その後、国防やエネルギーなどの分野では国有制を維持し、市場競争に任せる分野では大胆 に淘汰を進める方式を展開した。現在、中小国有企業の改革は、従業員への経営権譲渡や、私営企業・外資企業への売却な どの形で進んでいる。だが、地域間で進捗状況に大きな差があり、老朽化した大型国有企業が集中する東北地方や西部では 立ち遅れが目立つ。ただ、東北地方でも、沿海部・浙江省の私営企業が企業買収に乗り出すなど、国有企業の"バーゲン・ セール"が起き始めている。政府は最近、『国有企業閉鎖・破産の最終段階』として、今後4年で新たに2167社の閉鎖・ 破産を行う方針を表明。これにより労働者 366 万人がリストラされると見られる。都市部の失業率は 04 年末で 4.2%だが、 遼寧省など東北地方には失業者があふれている。失業保険整備や再就職支援が滞れば、失業問題が社会不安の最大の要因と なる恐れがある (『読売新聞』2005年8月22日付)。

[注9]「人民元切り上げ」問題については、関志雄[10]、白井早由里[24]、田村秀男[28]も参照されたい。

〔注 10〕ユノカルの買収については、最終的に米企業による買収となった。「米石油大手ユノカルは 8 月 10 日、臨時株主総会を開き、米石油 2 位シェブロンによる買収を承認し、中国国有石油大手『中国海洋石油』とシェブロンの間で繰り広げられたユノカル買収合戦は最終決着した。米議会の『中国脅威論』を追い風にシェブロンが競り勝った格好だが、民間企業

の M&A に米議会が介入する異例の展開を見せた今回の買収劇は、今後の米中関係に微妙な影響を与えそうだ」〔『読売新聞』2005 年 8 月 12 日付〕。

【注 11】本稿では、「鄧小平・改革開放政策」と「国有企業改革」に焦点を当てているため、その他の論点については他の著作を参照されたい。「改革開放政策」については他に小島朋之著[16]が、「国有企業改革」については他に謝徳禄著[22]が詳しい。「市場経済」については安忠栄[1]加々美光行[5]を、「産業構造」については叶芳和編著[9]黒田篤郎[13]、安室憲一[32]、李明星著[34]を、「中小企業」については駒形哲哉[19]、鈴木・大西・井内編[25]を、中国に進出している日系企業の実態についてはジェトロ[21]、鈴木・大西・井内編[25]、関満博[26]を、中国経済全般については伊藤元重+財務省財務総合政策研究所編著[2]、大西広・矢野剛編[3]、大橋英夫[4]、何清漣著[7]、加藤弘之・上原一慶編著[8]、関志雄[11][12]、小島朋之[17]、小島麗逸著[18]、鮫島敬治・日本経済研究センター編[20]、鍾非[23]、曽根康雄[27]、唱新[29]、矢吹晋著[33]を参照されたい。

<参考文献>

- 「1]安忠栄『現代東アジア経済論』岩波書店、2000年。
- [2] 伊藤元重 + 財務省財務総合政策研究所編著『日中関係の経済分析』東洋経済新報社、2003年。
- [3]大西広・矢野剛編『中国経済の数量分析』世界思想社、2003年。
- [4]大橋英夫『現代中国経済論』岩波書店、2005年。
- 「5]加々美光行『市場経済化する中国』NHK ブックス、1993年。
- [6]郝仁平「社会主義市場経済とは何か?」南亮進・牧野文夫編『中国経済入門 第2版』日本評論社、2005 年
- [7]何清漣著/坂井臣之助・中川友訳『中国現代化の落とし穴』草思社、2002年。
- [8] 加藤弘之・上原一慶編著『中国経済論』ミネルヴァ書房、2004年。
- [9] 叶芳和編著『産業空洞化はどこまで進むのかー中国の挑戦・日本の課題』日本評論社、2003年。
- [10] 関志雄『円と元から見るアジア通貨危機』岩波書店、1998年。
- [11] 関志雄『中国経済革命最終章』日本経済新聞社、2005年。
- [12] 関志雄『中国経済のジレンマ』ちくま新書、2005年。
- [13] 黒田篤郎『メイド・イン・チャイナ』東洋経済新報社、2001年。
- [14] 興梠一郎著『現代中国 グローバル化のなかで』岩波新書、2002年。
- [15] 興梠一郎著『中国激流 13億のゆくえ』岩波新書、2005年。
- 「16]小島朋之著『模索する中国』岩波新書、1989年。
- [17] 小島朋之『鄧小平のいない中国』日本経済新聞社、1995年。
- [18] 小島麗逸著『現代中国の経済』岩波新書、1997年。
- [19] 駒形哲哉『移行期 中国の中小企業論』税務経理協会、2005年。
- [20] 鮫島敬治・日本経済研究センター編『中国 WTO 加盟の衝撃』日本経済新聞社、2001年。
- [21] ジェトロ(日本貿易振興機構)『中国市場に挑む日系企業』ジェトロ、2004年。
- 「22 1 謝徳禄著/武吉次朗訳『大破産 中国の国有企業改革』東方書店、1997 年。
- [23]鍾非『現代中国経済論』新世社、2005年。
- [24] 白井早由里『人民元と中国経済』日本経済新聞社、2004年。
- [25]鈴木茂・大西広・井内尚樹編『中小企業とアジア』昭和堂、1999年。
- [26] 関満博『「現場」学者 中国を行く』日本経済新聞社、2003年。
- [27] 曽根康雄『江沢民の中国経済』日本経済新聞社、1996年。

- [28]田村秀男著『人民元・ドル・円』岩波新書、2004年。
- [29] 唱新『中国型経済システム』世界思想社、2005年。
- [30]牧野文夫「世界の工場か、世界の市場か?」南亮進・牧野文夫編『中国経済入門 第2版』日本評論社、 2005年。
- [31] 南亮進・牧野文夫編『中国経済入門 第2版』日本評論社、2005年。
- [32]安室憲一『徹底検証 中国企業の競争力』日本経済新聞社、2003年。
- [33]矢吹晋著『鄧小平なき中国経済』蒼蒼社、1995年。
- [34] 李明星著・日野正子訳『中国経済の発展と戦略』NTT出版、2005年。
- [35]劉徳強「国有企業改革はどこまで進んだか?」南亮進・牧野文夫編『中国経済入門第2版』日本評論社、 2005年。